

就学援助制度対象児童生徒に対する医療費援助について

就学援助制度対象児童生徒に対する学校病に係る医療費の援助についてお知らせいたします。

援助の対象となる方

以下の両方を満たす方が援助の対象となります。

- ① 要保護または準要保護として認定された児童生徒
- ② 病院受診の際、「医療券」及び「健康保険証」等を持参した方

※要保護は「医療券」のみ

援助の対象となる疾病（学校病）の範囲

学校保健安全法施行令第8条に定める次の疾病の治療に限定されます。

※健康保険診療範囲内の治療のみ

- ① トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く）
- ② 白せん（たむし等）、かいせんおよび膿痂しん（とびひ等）
- ③ 中耳炎
- ④ 慢性副鼻腔炎およびアデノイド
（急性副鼻腔炎及びアレルギー性鼻炎、アレルギー性副鼻腔炎を除く）
- ⑤ 寄生虫病（虫卵保有を含む）（アタマジラミを除く）
- ⑥ う歯

援助を受ける手順

- ・ 通院予定の医療機関に、「医療券」の利用が可能か、あらかじめご確認ください。
- ・ 医療機関を受診する前に、学校より『「医療券」利用について』を受け取り、『「医療券」発行申請について』を担任の先生に提出していただき、「医療券」の発行を受けてください。
※医療券の発行には、数日間かかりますので、お早めに学校までご申請ください。
- ・ 医療機関を受診の際、「医療券」を提出してください。当該医療費分の窓口負担額が無料になります。この際、「健康保険証」、「子ども医療証」等も併せて医療機関に提示してください（要保護を除く）。
- ・ 緊急に治療を要する場合など、特段の事情により、「医療券」の発行を受ける前に医療機関を受診した場合は、後日提出することにより、支払った医療費の返金に応じる医療機関もありますので、受診した医療機関に確認してください。
返金可能な場合は、「医療券」を発行いたしますので、担任の先生へお申し出ください。

「医療券」利用上の注意

- ・ 原則、「医療券」を持参せずに行った診療等にかかる費用は、自己負担となります。
- ・ 学校病以外の治療または治療範囲外にかかる費用は、自己負担となります。
- ・ 発行を受けた「医療券」は、使用未使用に関わらず、原則翌月5日までに学校へ提出しなければなりません。